

三原市公金運用基準

1 目的

公金の安全かつ効率的な運用を図るため、次のとおり三原市公金運用基準を定める。

2 公金の運用基準

(1) 取引金融機関の選択

ア 公金の運用先は、原則として、指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関（以下「銀行等」という。）とする。ただし、債券による運用を行う場合の運用先は、銀行等のほか広島県内に本店又は支店を有する証券会社とする。

イ 金融機関の健全性の基準は、銀行等においては、自己資本比率が国際基準行で8%以上、国内基準行で4%以上、証券会社においては、自己資本規制比率が140%以上であることを原則とする。

ウ イに掲げる他、格付け機関による格付けや株価の動向等を参考に健全性を確認する。

エ 預貯金は、ペイオフ対策として、本市に対し借入金（縁故債）、債務保証等の相殺可能な債権を有する銀行等に預け入れることを原則とする。

オ 取引金融機関の破綻が懸念される場合は、必要な措置を講じる。

カ 粉飾決算等非社会的行為が発生した金融機関は、一定の期間、新規預金等の取引を停止する。

(2) 預貯金による運用を行う場合

ア 具体的な運用方法の選択は、その時々々の運用金額、運用期間、金利情勢や市場における対象商品の状況を踏まえて決定する。

(3) 預貯金以外の方法による運用を行う場合

ア 運用方法は、国債、政府保証債、地方債等を活用することとし、元本保証が確実なもので満期まで保有できる債券を購入することを基本とする。

イ 債券による運用を行う場合は、別に定める三原市債券運用指針によることとする。

3 運用基準の取扱い

三原市公金管理協議会要綱に定める三原市公金管理協議会を年2回以上開催し、運用基準に基づき公金の安全かつ効率的な運用に必要な措置を決定する。

附 則

この運用基準は、平成17年3月22日から実施する。

附 則

この運用基準は、平成27年6月1日から実施する。